

## 第4回 教育委員会会議録

平成31年3月29日

1. 開 会
2. 会議録署名委員の指名 ～ 山本委員、坪谷委員
3. 前回会議録の承認 ～ 承認
4. 報 告 報告第1号 教育長報告
5. 議 案 議案第1号 事務局職員の任免について 議案第2号 赤平市学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について 議案第3号 赤平市体力向上プランについて
6. その他
7. 出席教育委員 教 育 委 員 山 本 由美子 教 育 委 員 瓜 郁 夫 教 育 委 員 坪 谷 嗣 香 教 育 委 員 高 澤 司 教 育 長 多 田 豊
8. 傍聴人を除き他に議場に出席した者 学 校 教 育 課 長 大 橋 一 社 会 教 育 課 長 伊 藤 寿 雄 学 校 教 育 課 主 幹 斎 藤 政 弘 学 校 教 育 課 指 導 主 事 小 野 裕
9. 傍聴人 0人

会議時間：16時00分～17時10分

<p>教 育 長</p>	<p>開会挨拶</p> <p>会議録署名委員の指名 ～山本委員、坪谷委員</p> <p>前回会議録 ～高澤委員、山本委員 承認</p> <p>報告第1号 教育長報告について～教育長報告メモに基づき報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業式の参列について感謝。来月の入学式もよろしくお願ひします。</li> <li>・平成31年度当初教職員人事異動について、期限付や新採用について名前が載っていなかったが、別紙のとおり決まったので、ご了解いただきたい。</li> <li>・赤平市立小学校統合準備委員会について、第7回の会議を3/17(金)開催し、今年度は終了した。今年度限りで、赤間小学校長谷川校長、豊里小伊藤校長が異動。また、PTA会長も交代となるところもあり、新年度から委員構成も若干変わります。5月以降に開催を予定しています。3/8には常任委員会に基本構想、基本設計が予定通り、通学体制についての報告を行ったところ。今後、HPや準備委員会だより、市広報を通じて周知していく。</li> <li>・児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検の結果について、千葉県野田市の小学校4年生女児死亡事件に伴い、道教委から点検するよう通知があり、所管する学校へ調査を行いました。結果、当該児童生徒には居ないという結果であった。管内も居ないと言う事でした。法的に親の体罰禁止の法律改正の動きもある。学校教育法第11条では体罰禁止、民法822条では親の懲戒権を認める規程があり、法改正には時間が係る見込み。</li> <li>・連絡網メール配信について、先月の会議で緊急連絡手段の問題として、携帯・スマホの学校への持込の緩和の話があった。3/2(土)道新にも連絡網のメール配信についての記事が掲載された。校長会でも了承されており市教委の見解として「従来の連絡網と併用して、電話連絡の補完手段」として導入を検討していると紹介された。登録に際しては保護者の任意とし、学校単位で行います。個人情報の取扱については注意を促した。</li> <li>・大型連休に伴い授業時数の確保について、新天皇の即位に伴い祝日・休日が例年より増加する。札幌市の校長会の話では、学校管理規則に基づき、校長判断により開校記念日が平日の場合、授業を行うこと、或いは休日も授業日とすることが出来る規定に基づき実施するとのこと。赤平は行事の精選や短縮も含め、市内学校の方針が決まるものと思います。社会教育施設として幼稚園が暦どおり、利用者も少ないことから、東公民館は28日のみ開館。みらいは、30日・1日のみ開館。体育館は30日から6日まで休館します。近隣も同様のようです。</li> </ul>
--------------	--

	<p>議案第1号 事務局職員の任免について、提案の趣旨を説明いたします。平成31年3月31日付け及び平成31年4月1日付けの人事異動として、下記の者を任免したいのでこれを付議するものです。</p> <p>4ページの別紙をご覧ください。</p> <p>3月31日付け退職者につきましては、赤平幼稚園長の浦主幹、学校給食センター所長の丸山主幹、再任用で社会教育課図書館図書係の下村主事となります。</p> <p>4月1日付けの人事異動につきましては、課長職では、大橋課長が記載の兼務発令が追加となり、伊藤課長が記載の兼務発令が解かれます。</p> <p>主幹職では、赤平幼稚園副園長の大越係長が主幹に昇格し、赤平幼稚園長となります。</p> <p>係長職では、中塚学校教育係長が中空知衛生施設組合へ派遣となり、後任に、税務課固定資産税担当の久保主査が着任いたします。</p> <p>また、社会福祉課子ども未来・医療給付係文京保育所副所長の相原係長が赤平幼稚園副園長に着任いたします。</p> <p>係職では、再任用の丸山主事が学校給食センター業務係に着任いたします。以上、よろしくご了解くださるようお願いいたします。</p>
社会教育課長	記載はされておりませんが、再任用職員であった図書館業務係の下村主事が嘱託職員となり、図書館長となります。
教 育 長	議案第1号 事務局職員の任免について 了
学校教育課長	<p>議案第2号 赤平市学校運営協議会の設置等に関する規則の制定についてご説明いたします。</p> <p>平成31年度より導入する赤平市学校運営協議会制度に関し必要な事項を定める規則を別紙のとおり定めたいので、これを付議するものです。</p> <p>以下、規則の内容につきましてご説明いたします。</p> <p>第1条につきましては、この赤平市学校運営協議会の設置等に関する規則の趣旨を定めたものであります。</p> <p>第2条につきましては、協議会を設置する目的を定めたものであります。</p> <p>第3条につきましては、目的を達成するために、協議会の設置について定めたものであります。</p> <p>第4条につきましては、基本方針の承認等について定めたものであります。</p> <p>第5条につきましては、協議会は教育委員会又は対象学校の校長に対して、意見を述べるができることを定めたものであります。</p> <p>第6条につきましては、協議会の運営等に関する評価及び情報提供について定めたものであります。</p>

	<p>第7条につきましては、協議会の委員構成等について定めたものであります。</p> <p>第8条につきましては、協議会の委員の身分等について定めたものであります。</p> <p>第9条につきましては、協議会の委員の守秘義務等について定めたものであります。</p> <p>第10条につきましては、協議会の委員の報酬及び費用弁償について定めたものであります。</p> <p>第11条につきましては、協議会の会長及び副会長について定めたものであります。</p> <p>第12条につきましては、協議会の会議について定めたものであります。</p> <p>第13条につきましては、協議会の会議の公開について定めたものであります。</p> <p>第14条につきましては、協議会の委員に対する研修について定めたものであります。</p> <p>第15条につきましては、協議会の適正な運営を確保するための必要な措置について定めたものであります。</p> <p>第16条につきましては、協議会の委員の解任について定めたものであります。</p> <p>第17条につきましては、協議会の運営に必要な事項等について定めたものであります。</p> <p>第18条につきましては、規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるとした委任の規程であります。</p> <p>また、附則の第1項につきましては、施行期日について定めたものであります。</p> <p>附則の第2項につきましては、赤平市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について定めたものであります。</p> <p>附則の第3項につきましては、赤平市立学校管理規則の一部改正について定めたものであります。</p> <p>以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。</p>
教 育 長	<p>ここに至る経過については、かねてからの説明どおりであり、導入となった。今後、この規則に則って運営を行っていく。ポイントは、校長の運営課程の承認など、従来無かった制度であり、法律に則り設置をしたところです。</p>
坪 谷 委 員	<p>学校に対して影響力のある組織ですね。</p>

教 育 長	はい。編成について意見を述べる場が出来た。
山 本 委 員	構成メンバーを充実させて下さい。
教 育 長	学校長の権限である教育課程について、第4条では、公式な機関として承認事項となった。提案の仕方は今後になる。人事面にも申し述べる事が出来る。
坪 谷 委 員	従来から行ってきたものを確認する場が出来た。緊張感が生まれると思う。
山 本 委 員	様々な角度から、学校を見る事が出来る。良いことだと思う。
教 育 長	地域に開かれた学校、地域と歩む学校を対極的に目指すことが狙いである。学校が門戸を開いている状況となった。第7条の(3)の対象学校の運営に資する活動とあるが、学校活動を支援してもらったり、決めはないが、地域の実情に合わせて支援をしてもらう事になります。赤平の現状に即した運営になることが大事。働き方改革も行っていることから学校に負担とならないように留意していかなければならない。4月以降、委員の人選を含め、どのような事を行うか熟議を行いながら進めていきたい。まずは組織をスタートさせていきます。
教 育 長	議案第2号 赤平市学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について 了
学校教育課長	議案第3号 平成31年度赤平市体力向上プランについて、提案の趣旨をご説明いたします。 平成31年度赤平市体力向上プランを、別冊のとおり策定したいので、これを付議するものです。 このたび、企画室及び赤平市体力向上委員会において、別冊のとおり原案が策定されました。 実施時期につきましては、平成31年4月から平成32年3月までとなっており、児童生徒の体力の現状と課題につきましては1ページから16ページまで、目標につきましては16ページ、体力向上に向けた取組につきましては17ページから18ページまで、評価方法につきましては18ページに記載のとおりとなっております。 以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
教 育 長	12月の文科省の公表に基づく、今後の取組について策定した。目標は、全国平均を目指すもので、体力向上に向けた取組も小中ともに、これに則り取組んでいきたい。17Pの4の②体育専科について、3年間配置をしてもらい、今後残してくれたものをどう引継いでいくかが大切になってくる。(2)中学校のところで問題となった女子の指導について、教育委員会

	の意見として、改めて校長会に意見を述べた。
坪谷委員	茂尻小の体育専科は、体力測定の結果について「あゆみ」なかでも触れていた。グラフ化したものなど学校だよりも掲載されています。
山本委員	残された任期の中で、全市で対応できる取組が出来ないものか。マラソン等、何か作っていただけないものか。茂尻小だけではなく、市内全部が共通に行えるもの。学年毎に、このようなことをしたら、ここが向上しますという赤平市の弱い部分を補ってもらえるようなことを。体力向上に繋がる。指導する教諭にとっても役立つと思う。体育専科の技術力を活かして欲しいです。
高澤委員	半田さんに指導してもらった機会があった。走り方が変わったので、変わるきっかけになると思うので、形に残して欲しいと思います。
山本委員	運動が苦手な子どもにも、手を添えることも大切である。下の子どもたちを上げることが大事。底上げです。
教育長	1校1実践を行い、遊びのなかで体力向上に繋がればと思っている。
坪谷委員	大山先生の授業でもありました。遊びの中で身につけて欲しい。
高澤委員	TV やっていたが、廊下を走らせる学校も在った。
山本委員	陸上記録会も無くなり目標を失っている。練習しなくなった。 他の学校へ出張する事もありだと思ふ。見せる事も。考えるべきです。
坪谷委員	縄跳びも、その後、話を聞かない。継続することが大事ですね。中学校でも、部活とは違う、ちょっとスポーツを楽しみたいスポーツクラブ的なものがあるならば加入するのでは。部活動だけではなく、広く物事を考えてみては。レク感覚みたいなものがあれば良いと思います。週イチとかであれば良いと思います。提案してみても。
教育長	議案第3号 平成31年度赤平市体力向上プランについて 了
学校教育課長	その他 次回教育委員会の日程について 次回教育委員会を、4月25日(木)または4月26日(金)に開催したいと思いますが、如何でしょうか。 なお、同じ日の午後6時より、三合同歓迎会を開催したいと考えておりますので、教育委員会の開始時刻と併せて協議願います。
学校教育課長	次回の教育委員会は4月26日(金)午後3時30分から開催いたします。
社会教育課長	平成31年度赤平市社会教育推進計画について協議を行い、お手元の資料のとおり承認されましたのが、次回説明させていただきます。 次に、1年前の教育委員会において、文化財保護委員会の協議結果も含め、皆様から、赤平火太鼓保存会を当市の無形文化財指定とすることに了

承していただきましたが、その後、40年間の具体的な取り組み経過などの資料を依頼したものの、前会長などからの引継ぎが不足していたのか、積極性に賭け具体的経過の資料が提出されなかったことから、残念ながら指定することができませんでした。

一方、平成30年度赤平市青少年善行表彰の推薦が遅れたものの、火太鼓保存会から高校3年生の浮田雄斗さんが小学2年生から保存会で活動を継続し、リーダーとして他の会員の見本となる活躍をされたことで、青少年問題協議会委員の皆様にご承認をいただき、3月22日に表彰式を行いました。以上です。

署名委員

署名委員

書記 学校教育課 総務・学校教育担当主幹